

## 介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 持続可能な介護保険制度について

- (1) 将来にわたり安定的な制度とするため、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。  
また、調整交付金は別枠化すること。

### 2. 介護人材の確保について

- (1) 都市自治体が今後も安定して介護サービスを提供するため、介護人材の確保・定着に向けて、賃金水準の底上げを図るなど、更なる処遇改善措置を講じること。  
また、処遇改善加算の手続きについては、事業者の事務負担が軽減されるよう配慮すること。
- (2) 介護支援専門員を処遇改善加算の対象とすること。  
また、介護支援専門員更新研修については、時間的・経済的負担が大きく、確保・定着の阻害要因となっていることから、研修内容の見直しなど、必要な措置を講じること。
- (3) 介護職員の給与について、近隣自治体との賃金格差を解消するため、報酬の地域区分の見直しなど必要な措置を講じること。
- (4) 過疎地域や中山間地域など、人材確保が特に難しい地域に対して、財政措置などの支援を講じること。
- (5) 外国人介護人材が円滑に就労・定着できるよう、受け入れ環境の整備や継続的な技術支援などを行うこと。

### 3. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進が図られ

るよう、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について、必要な予算を確実に確保すること。

また、交付金の評価指標の見直しに当たっては、地域の実情を反映するとともに、都市自治体が安定的な財源として見込めるよう急激な評価基準の変更を行わないこと。

#### 4. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する保険料や利用料の軽減策について、財政措置を含めた対策を講じること。

(2) 特定入所者介護サービス費について、低所得者の負担が増加しないよう、財政措置の充実を図ること。

また、資産勘案については、保険者の負担軽減と公平性の担保のため、給付における資産等の確認方法の見直しを行うこと。

(3) 認知症対応型共同生活介護について、在宅での生活が困難な低所得の認知症高齢者の入居事例が増加していることから、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

#### 5. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築を促進するため、地域住民への普及啓発や、ボランティアなどの多様な主体が包括的なケアを持続的に実施できるよう財政措置等の必要な支援を講じること。

また、高齢化が進む過疎地域等においても、地域包括ケアサービスを提供できるよう体制整備に対する必要な支援を講じること。

(2) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、必要な人材を確保するため、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

また、地域包括支援センターにおける、専門職の配置基準について、地域の実情に応じた柔軟な見直しを行うこと。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に対応すること。

1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、都市自治体の財政や事務の負担が増大していることから、確実な軽減措置を講じること。

2) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格に係る上限額を廃止

すること。

また、介護予防支援に係る基本報酬を増額するなど、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。

3)介護用品支援事業について、継続して地域支援事業の対象とすること。

## 6. 制度改正について

- (1) 制度改正に当たっては、都市自治体への情報提供や意見聴取を十分に行い、地域間格差の是正について取り組むとともに、事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を拡充すること。
- (2) 在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅について、その所在自治体の負担が増大しないよう、住所地特例を適用すること。
- (3) 軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、実情等を十分に勘案し、関係者の意見を踏まえ、速やかな結論を出すことは避け、慎重に検討すること。

## 7. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 介護保険事業計画等に基づくサービス提供の円滑な実施のため、介護施設の整備や改修に対して財政措置等の支援策を講じること。  
また、国有地を介護サービス基盤の整備に活用する場合、貸付料の更なる減額措置等の充実を図ること。
- (2) 制度改正に伴うシステム改修について、財政措置の充実を図ること。  
また、介護保険システムの標準化に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ実施すること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、所要額を確保したうえで、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体等の意見等を勘案し、弾力的な活用を図ること。
- (4) 小規模多機能型居宅介護の普及・促進を図るため、運営基準や規制の緩和を行うこと。
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及・促進を図るため、地域の実情に応じた介護報酬単価となるよう見直しを行うこと。

## 8. 保険料の徴収について

保険料特別徴収について、老齢厚生年金を対象として追加すること。

## 9. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素でわかりやすい報酬体系を構築すること。
- (2) 令和6年度の介護報酬の改定に当たっては、物価高騰等の社会情勢も十分に勘案し、適切に対応させること。
- (3) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (4) 介護保険事業計画期間中に報酬改定を行う場合は、保険料や利用者負担に影響を及ぼすことのないよう、国による財政措置を確実に講じること。
- (5) 人工透析を要する要介護者の受入れを促進するため、報酬の見直しを行うこと。

## 10. 要介護認定について

要介護認定の簡素化・効率化に向け、認定調査及び認定審査会のデジタル化に対する財政支援を講じること。

## 11. 物価高騰対策関係について

介護事業所について、物価高騰の影響による運営負担の軽減を図り、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の支援を講じること。